

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定による。

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市常勤特別職職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(通勤手当) 第2条の2 ……略…… 2 前項に規定する通勤手当の支給要件及び額は、一般職の職員<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。以下同じ。）</u>の例による。 (期末手当) 第2条の3 ……略…… 2 市長等がこれらの基準日前に一般職の職員から引き続き若しくはこれらの基準日前1月以内に一般職の職を退職し、その職に<u>就いた</u>とき又はこれらの基準日前1月以内に退職し、再びそれらの職に<u>就いた</u>ときは、これらの基準日にそれらの職に継続して在職していたものとみなす。 3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第1に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。	(通勤手当) 第2条の2 ……略…… 2 前項に規定する通勤手当の支給要件及び額は、一般職の職員の例による。 (期末手当) 第2条の3 ……略…… 2 市長等がこれらの基準日前に一般職の職員から引き続き若しくはこれらの基準日前1月以内に一般職の職を退職し、その職に<u>ついた</u>とき又はこれらの基準日前1月以内に退職し、再びそれらの職に<u>ついた</u>ときは、これらの基準日にそれらの職に継続して在職していたものとみなす。 3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第1に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の2第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市常勤特別職職員給与等支給条例第2条の3の規定の令和元年12月1日における適用については、同条第3項中「100分の222.5」とあるのは「100分の225」とする。